

【条例比較表】

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例	比較する条項
目次 前文 第1章 総則（第1条―第5条） 第2章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策 第1節 障害を理由とする差別の禁止（第6条） 第2節 障害を理由とする差別に関する相談体制（第7条―第10条） 第3節 あっせん等（第11条―第14条） 第4節 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会（第15条・第16条） 第3章 障害者の自立および社会参加に向けた取組に関する施策（第17条―第24条） 第4章 雑則（第25条・第26条） 第5章 罰則（第27条） 付則	サンプル都府県 ● 近畿府県 ：京都府、大阪府、奈良県、和歌山県 ● 近畿以外の隣接県：三重県、岐阜県、福井県 ● 大都市都県 ：東京都、愛知県、福岡県
全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。障害の有無にかかわらず、一人ひとりが基本的人権を享有し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会を実現することは、私たち県民に課せられた責務である。 滋賀でそのような社会の実現を目指した先人は、福祉の実践の中で障害者の放つ命の輝きに社会を変えていく力があることを見だし、「この子らを世の光に」の言葉に代表される福祉の思想を遺(のこ)した。この思想は時を経て滋賀の各地に広がり、更なる福祉の実践を生み出してきた。 一方で、滋賀ではかつて深刻な障害者虐待事案が発生し、その教訓を踏まえ障害者の権利利益の擁護に取り組んできたが、依然として人権侵害や生活上の制約を受けている障害者が存在する。さらに、人と人との絆(きずな)が薄れつつある社会にあって、社会保障の狭間で困難な暮らしを余儀なくされ、また、周囲の無関心や無理解により孤立する人々が存在しており、共生社会の実現は道半ばにある。 障害者の権利に関する条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進しなければならないことを示すとともに、障害の社会モデルに立脚し、社会的障壁を取り除くことは社会の責務であることを示した。これは、福祉の実践を通じて社会を変えようとした滋賀の先人の思想に通じるものである。 私たちは、改めて障害を理由とする差別の解消を誓うとともに、先人の思想を道しるべとし、障害の有無にかかわらず、一人ひとりに社会を変革する命の輝きがあることを信じて、滋賀の地に県民の共感と連帯、そして協働による共生社会を実現することを決意し、ここに滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例を制定する。	【東京都】 ～しかしながら、今なお、障害及び障害者への誤解や偏見その他理解の不足により、障害者は、日常生活や社会生活の様々な場面において、障害を理由とする不当な差別的取扱いを受け、自立や社会参加が妨げられている。中でも、障害のある女性は、障害を理由とする差別と性に基づく差別という二重の差別を受ける場合がある。これら障害者が日常生活や社会生活で受ける差別や制限は、心身の機能の障害のみならず、社会における様々な障壁によって作り出されているのであって、障壁を取り除くことは社会全体の責任である。～
第1章 総則 （目的） 第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進ならびに障害者の自立および社会参加に向けた取組（以下「障害を理由とする差別の解消の推進等」という。）について基本理念を定め、ならびに県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という。）の実現に寄与することを目的とする。 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	－

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例	比較する条項
(1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であって、障害および社会的障壁により継続的または断続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。	【障害差別解消法】 （定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。 【京都府、奈良県、和歌山県、岐阜県】 「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。 【三重県】 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）、難病に起因する障がいその他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。 【愛知県】 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）、難病に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。以下同じ。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。 【福井県、福岡県】 障がい者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病をいう。）その他の心身の機能の障害（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がいおよび社会的障壁により継続的または断続的に日常生活または社会生活（以下「日常生活等」という。）に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。 【東京都】 第二条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 障害者 身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害、難病その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
(2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。	－
(3) 障害を理由とする差別 正当な理由なく障害または障害に関連する事由を理由として障害者に対して行う次に掲げる行為または合理的配慮を行わないことをいう。	【三重県】 （不当な差別的取扱い等の事例の具体化） 第十三条 県は、不当な差別的取扱いをすることによる障がい者の権利利益の侵害の防止等及び社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮を的確に行うことに資するため、障害福祉サービスの提供その他の障がい者の日常生活及び社会生活に関する分野ごとに不当な差別的取扱い及び社会的障壁の除去の実施につい

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例	比較する条項
	ての合理的な配慮の事例の具体化を図る措置を講ずるものとする。
ア 教育を行う場合において、次に掲げる取扱いをすること。	－
(ア) その年齢および特性を踏まえた教育を受けることができるようにするための適切な指導および支援を行わないこと。	
(イ) 障害者およびその保護者（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 16 条に規定する保護者をいう。）への意見聴取および必要な説明を行わず、またはこれらの者の意見を十分に尊重せずに、当該障害者を就学させるべき学校（同法第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）および特別支援学校（小学部および中学部に限る。）をいう。）を決定すること。	
イ 労働者を募集し、または採用する場合等において、次に掲げる取扱いをすること。	【京都府】 第 7 条 事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者に対して、障害者でない者と均等な機会を与えなければならない。
(ア) 障害者の応募または採用を拒み、もしくは制限し、またはこれらに条件を付すこと。	
(イ) 賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について不利益な取扱いをすることまたは解雇すること。	【奈良県】 第 8 条(6) ア 労働者の募集又は採用を行う場合において、障害のある人に対して、従事させようとする業務を障害のある人が適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、募集若しくは採用を行わず、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
	【京都府】 第 7 条 2 事業主は、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、労働者が障害者であることを理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをしてはならない。
	【奈良県】 第 8 条(6) イ 障害のある人を雇用する場合において、障害のある人に対して、 障害のある人が業務を適切に遂行することができないと認められる場合 その他の合理的な理由がある場合 を除き 、障害を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件、昇進、降格、配置転換、教育訓練、研修若しくは福利厚生について不利益な取扱いをし、又は解雇すること。
ウ 商品またはサービスを提供する場合において、これらの提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。	【京都府】 第 6 条 (4) 障害者に商品を販売し、又はサービスを提供する場合において、当該障害者に対して、その 障害の特性により他の者に対し提供するサービスの質が著しく損なわれるおそれがあると認められる場合 その他の合理的な理由がある場合 を除き 、その障害を理由として、商品の販売若しくはサービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
エ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 1 項に規定する社会福祉事業に係る福祉サービスを提供する場合において、当該福祉サービスの提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。	－
オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスを提供する場合において、意に反して同項に規定する施設もしくは同条第 11 項に規定する障害者支援施設に入所させようとし、または同条第 17 項に規定する共同生活援助	

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例	比較する条項
を行う住居に入居させようとする。 カ 医療を提供する場合において、次に掲げる取扱いをすること。 (ア) 医療の提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。 (イ) 意に反して、長期間の入院による医療を受けることを強制し、または隔離すること。	
キ 不特定かつ多数の者が利用する建物その他の施設または公共交通機関において、これらの利用を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。	【京都府】 第6条 (6) 多数の者が利用する建物その他の施設又は公共交通機関を障害者の利用に供する場合において、当該障害者に対して、建物その他の施設の構造上又は公共交通機関の車両等の構造上やむを得ないと認められる場合、当該障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、建物その他の施設若しくは公共交通機関の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。 【奈良県】 第8条 (7) 不特定かつ多数の者が利用する建物その他の施設又は公共交通機関を障害のある人の利用に供する場合において、障害のある人に対して、建物その他の施設の構造上又は公共交通機関の車両等の構造上やむを得ないと認められる場合、障害のある人の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、建物その他の施設若しくは公共交通機関の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
ク 不動産の取引を行う場合において、不動産の売却もしくは賃貸、賃借権の譲渡もしくは賃借物の転貸を拒み、もしくは制限し、またはこれらに条件を付すこと。	【京都府、奈良県】 不動産の取引を行う場合において、障害者又は障害者と同居する者に対して、建物の構造上やむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、不動産の売却若しくは賃貸、賃借権の譲渡若しくは賃借物の転貸を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
コ 情報の提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。	—
サ 意思の表明を受けることを拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。	
シ アからサまでに掲げるもののほか、不利益な取扱いをすること。	
(4) 合理的配慮 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障害者の家族、後見人その他の関係者が当該障害者に代わって行うものを含む。）があった場合において、当該障害者の性別、年齢および障害の状態に応じて行う社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組をいう。ただし、その実施に伴う負担が過重になるものを除く。	
(5) 障害の社会モデル 障害がある者が日常生活または社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものとする考え方をいう。	—
(基本理念) 第3条 障害を理由とする差別の解消の推進等は、全ての県民が障害の有無にかかわらず基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられなければならないことを前提に、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。	
(1) 全ての障害者は、社会を構成する一員として、自らの意思によって社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。	
(2) 全ての障害者は、どこで誰とどのように生活するかについて自らの意思によって選択する機会が確保され、地域において他の人々と共生することを妨げられないこと。	

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例	比較する条項
(3) 全ての障害者は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。	
(4) 全ての障害者は、障害者であることに加え、 女性であること、高齢者であること その他の要因が複合することにより特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた適切な配慮がなされること。	【和歌山県】 第3条 (4) 全ての障害者は、 性別、年齢 その他の障害者であること以外の事由により、日常生活又は社会生活を営む上で、更に支障が生じている場合において、その解消のために適切な配慮がなされること。
(5) 障害および社会的障壁に係る問題は、全ての県民の問題として認識され、障害者と障害者でない者が共に学び合うことにより、その理解が深められること。	－
(6) 障害を理由とする差別に関する紛争の防止または解決は、当事者間の建設的な対話による相互理解の下に図られること。	【大阪府】 第3条 2 障害を理由とする差別に関する相談及び紛争の防止又は解決に当たっては、相談事案の当事者が互いを理解し合い対等の立場で話し合うことで、当該相談及び紛争の防止又は解決のための手段及び方法を考えることを基本として行わなければならない。
－	【京都府】 第2条 (6) 共生社会を推進するための取組は、府、府民、事業者及び市町村、国その他の関係機関（以下「市町村等」という。）の適切な役割分担並びに相互の連携及び協働の下に行われること。
	【大阪府】 第3条 3 啓発活動の実施に当たっては、障害及び障害者に対する理解を深めることが障害を理由とする差別を解消し、共生社会を実現するための基礎的な取組であることを旨として行わなければならない。
	【三重県】 第4条 障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。 一 社会のあらゆる分野における全ての構成員が社会的障壁の除去を実施することにより、障がい者を理由とする差別の解消を推進する責務を有するとの認識を踏まえて策定され、及び実施されること。 二 障がい者を理由とする差別の多くが障がい者に対する理解（障がい者に対する肯定的認識を含む。以下同じ。）及び社会的障壁の除去の重要性に対する理解が十分でないことに起因することを踏まえ、障がい者に対する理解及び社会的障壁の除去の重要性に対する理解を深める施策と一体的に、策定され、及び実施されること。 三 社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮を的確に行うためには、現に社会的障壁の除去を必要としている障がい者との対話を通じてその意思の確認が行われることが重要であるとの認識を踏まえて策定され、及び実施されること。 四 障がい者が障がい者を理由とする差別に加え、性別、年齢その他の障がい以外の要因に基づく差別を受ける状況があることに鑑み、障がい以外の要因に基づく差別の解消を図るための施策との密接な連携の下に、策定され、及び実施されること。 2 障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策は、 障害者基本法 その他の関係法令に基づく施策と一体のものとして総合的に、策定され、及び実施されなければならない。
	【岐阜県】 第3条

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例	比較する条項
	5 県内に暮らす障害のある人の生活だけでなく、県外から訪れる障害のある人の過ごしやすさにも配慮されること。 【福井県】 第3条 6 すべて障がい者は、障がい者に関連する政策および計画に係る意思決定に参加する機会が確保されること。
(県の責務) 第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策を総合的に策定し、および実施するものとする。	—
2 県は、県民および事業者に対して、障害、障害者および障害の社会モデル（以下「障害等」という。）に関する理解を深めるために必要な啓発活動を行うものとする。	
3 県は、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策の策定および実施に当たっては、国、市町、県民および事業者と 連携し、および協力するもの とする。	
4 県は、市町が障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策を策定し、および実施しようとするときには、 必要な情報の提供、助言その他の支援を行うもの とする。	
—	【三重県】 第5条 2 県は、自ら設置し、又は管理する施設における障がい者の利用の円滑化及び障がい者の移動の円滑化を図るための環境の整備を行うものとする。 【福井県】 第4条 2 県は、障がい者の家族等生活を主として支える者が死亡した後の生活の維持およびその他の障がい者の人生の各段階において生じる日常生活等の課題の解消に努めるものとする。 【福岡県】 (事前的改善措置) 第十条 県、市町村及び事業者は、合理的配慮の提供を的確に行うための環境の整備として、次に掲げる措置を、障がいのある人からの改善の申出を待つことなく、あらかじめ講ずるよう努めるものとする。 一 自ら設置する施設及び設備のバリアフリー化 二 介助者等の人的支援 三 障がいのある人にとって円滑な情報の取得及び利用、意思表示並びにコミュニケーションに資するための支援
(県民および事業者の責務) 第5条 県民および事業者は、基本理念にのっとり、障害等に関する理解を深めるとともに、県が実施する障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策に協力しなければならない。	【京都府】 第4条 府民は、基本理念に関する関心と理解を深めるとともに、府が実施する共生社会推進施策に協力するよう努めるものとする。 【大阪府】 第5条 府民及び事業者は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に対する関心と理解を深め、自己啓発に努めるとともに、府が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例	比較する条項
	【奈良県】 第6条 県民及び事業者は、第3条の基本理念にのっとり、障害及び障害のある人に対する関心と理解を深め、自己啓発に努めるとともに、県及び市町村が実施する障害を理由とする差別の解消等の推進に協力するよう努めるものとする。
	【和歌山県】 第6条 事業者及び県民は、第3条の基本理念にのっとり、障害及び障害者について理解を深めるとともに、県が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策その他の共生社会の実現に向けた施策に協力するよう努めるものとする。
	【三重県】 第7条 事業者は、県が実施する共生社会の実現に向けた施策に協力するよう努めるとともに、その事業活動を行うに当たっては、共生社会の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。 第8条 県民は、共生社会を実現する上で障がいを理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障がい者に対する理解及び社会的障壁の除去の重要性に対する理解を深めるものとする。 2 県民は、県が実施する共生社会の実現に向けた施策に協力するよう努めるとともに、障がい者の意思を尊重しつつ、障がい者の自立及び社会参加への支援を主体的に行い、共生社会の実現に寄与するよう努めるものとする。
	【愛知県】 第六条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、県が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。 (事業者における障害を理由とする差別の禁止) 第九条 事業者は、その事業を行うに当たり、不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。 2 事業者は、その事業を行うに当たり、合理的配慮をしなければならない。 3 事業者は、その事業を行うに当たっては、法第十一条第一項に規定する対応指針に即して、適切な対応に努めなければならない。
	【岐阜県】 (事業者の役割) 第八条 事業者は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるよう努めるものとする。 2 事業者は、障害のある人の雇用に関し、その有する能力を正當に評価し、適当な雇用の場を与えるとともに、雇用環境の整備その他適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めるものとする。
	【東京都】 第七条 都及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。 2 都及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明(知的障害、発達障害を含む精神障害等により本人による意思の表明が困難な場合には、障害者の家族、介助者等コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明を含む。)があった場合において、当該障害者と建設的な対話を行い、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢、障害の状態等に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例	比較する条項
—	【京都府】 （社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備） 第5条 府及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自らの設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。 （社会的障壁の除去のための合理的な配慮） 第8条 府及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障害者の保護者、後見人その他の関係者が当該障害者の代理人として行ったもの及びこれらの者が当該障害者の補佐人として行った補佐に係るものを含む。）があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。
	【大阪府】 （事業者による必要かつ合理的な配慮） 第7条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者からの現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（当該障害者がその意思を表明することが困難な場合にあつては、その家族その他の支援者が当該障害者を補佐して行う意思の表明）があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。
	【奈良県】 （社会的障壁の除去のための合理的な配慮） 第9条 何人も、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障害のある人の保護者、後見人その他の関係者が本人に代わって行ったもの及びこれらの者が本人の補佐人として行った補佐に係るものを含む。）があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、本人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。
	【和歌山県】 第8条 2 県及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者に対して障害を理由として、不当な差別的取扱いに該当しない正当な理由により、障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすることとなるときは、当該障害者に対しその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。 第9条 2 県及び事業者は、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重であつて合理的配慮をすることができないときは、当該意思の表明を行った者に対しその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。
	【三重県】 （社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮に関する環境の整備） 第十四条 行政機関等及び事業者は、障がい者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があるか否かにかかわらず、社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例	比較する条項
	設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めるものとする。 （事業者への支援） 第十五条 県は、事業者に対し、社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮を的確に行うための情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を実施するよう努めるものとする。
	【三重県】 （合理的配慮に関する環境の整備） 第七条 県及び事業者は、合理的配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。
第2章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策	－
第1節 障害を理由とする差別の禁止	
第6条 何人も、障害を理由とする差別をしてはならない。	
第2節 障害を理由とする差別に関する相談体制	
（相談）	－
第7条 何人も県に対し、障害を理由とする差別に関する相談（以下「相談」という。）をすることができる。	
2 県は、相談の申出があったときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。	【京都府】 第9条 2(1) 関係者に必要な助言、情報の提供その他必要な援助を行うこと。
(1) 相談に応じ、必要な助言および情報の提供を行うこと。	
(2) 相談に係る当事者その他の関係者間の調整を行うこと。	
(3) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。	【京都府】 （広域専門相談員） 第11条 知事は、次に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる者を、広域専門相談員として委嘱することができる。 (1) 地域相談員に対する指導及び助言 (2) 特定相談のあった事例の調査研究 (3) 特定相談業務
（障害者差別解消相談員）	
第8条 知事は、前条第2項各号に掲げる措置に係る業務およびこれらに付随する業務を行わせるため、障害を理由とする差別の解消に関する識見を有する者を障害者差別解消相談員として委嘱することができる。	【大阪府】 （広域支援相談員） 第8条 3 広域支援相談員は、次に掲げる職務を行うものとする。 一 相談機関における相談事案の解決を支援するため、必要な助言、調査及び相談事案に関する関係者間の調整を行うこと。 二 障害者等及び事業者からの相談に応じ、相談機関と連携して、必要な助言、調査及び相談事案に関する関係者間の調整を行うこと。 三 相談機関相互の連携の促進を図り、並びに相談事案に係る情報の収集及び分析を行うこと。
2 障害者差別解消相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。	－
（地域相談支援員）	
第9条 知事は、障害者が相談をする際に、自らの意思を適切に表明するために必要な支援を行うことを、障	

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例	比較する条項
害者の福祉の増進に関し、熱意と識見を有する者に委託することができる。 2 前項の規定により委託を受けた者（以下「地域相談支援員」という。）は、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務に従事する者でなくなった後も、同様とする。	
（研修の実施） 第 10 条 知事は、障害者差別解消相談員および地域相談支援員に対し、障害等に関する理解を深め、適切にその業務を行うことができるよう、必要な研修を実施するものとする。	【和歌山県】 （人材の育成） 第 22 条 県は、障害を理由とする差別に関する相談に係る事案の解決を図るため、専門的な知識及び技能を有する人材の育成に努めるものとする。
—	【京都府】 （連携及び協力） 第 13 条 専門的知識をもって障害者に関する相談を受ける者は、府並びに地域相談員及び広域専門相談員と連携し、共生社会推進施策の実施に協力するよう努めるものとする。
第3節 あっせん等	
（あっせんの申立て） 第 11 条 相談に係る事案（以下「相談事案」という。）の当事者は、障害者差別解消相談員に相談をしてもなお当該相談事案の解決が見込めないときは、知事に対し、当該相談事案の解決のためのあっせんを申し立てることができる。	【和歌山県】 （事案の調査） 第 13 条 知事は、申立てがあったときは、当該申立てがあった事案（以下「紛争事案」という。）に係る事実の調査を行うものとする。 2 紛争事案の当事者（当該紛争事案に関し、申立てをした者及び第8条第1項又は第9条第1項の規定に違反する行為をしたとされる事業者をいう。以下同じ。）その他の関係者は、正当な理由がある場合を除き、前項の調査に協力しなければならない。 【東京都】 （事実の調査） 第十条 知事は、前条第一項の規定によるあっせんの求めがあったときは、その職員（広域支援相談員を含む。この条において同じ。）に、当該あっせんの求めがあった事案（以下「紛争事案」という。）に係る事実を調査させるものとする。 2 紛争事案の当事者（前条第一項の規定によるあっせんの求めを行った者及び当該あっせんの求めにおいて第七条各項の規定に違反する取扱いを行ったとされた事業者をいう。以下同じ。）その他関係者（以下「関係者」という。）は、正当な理由がある場合を除き、前項の調査に協力しなければならない。 3 第一項の調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。第十一条第五項の規定による調査をする場合も、同様とする。 【三重県】 （助言及びあっせんの申立て） 第十八条 障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者は、前二条の規定による相談を経ても差別事案の解決が期待できないと認められるときは、知事に対し、当該差別事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。 2 障がい者の家族その他の関係者は、障がい者の意思に反して前項の申立てをすることができない。 3 第一項の申立ては、行為の日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から三年を経過した差別事案に係るものであるときは、することができない。

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例	比較する条項
	【福岡県】 (助言又はあっせんの申立て) 第十九条 障がいのある人(障がいのある人が自らの意思を表明することが困難な場合にあつては、その保護者)は、個別相談によつては事業者又は行政機関等による不当な差別的取扱い又は合理的配慮の提供に関する事案の解決又は改善が期待できないと思料するときは、委員会に対し、当該事案の当事者(この条に規定する申立てをした者を含む。以下「当事者」という。)への助言又はあっせんを求める申立てをすることができる。ただし、当該事案が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 一 当事者の全てが県外に居住し、又は所在する者であるとき。 二 当該事案の発生の日又は当事者を知った日のいずれか遅い日から三年を経過したものであるとき。
2 相談事案の当事者である障害者の家族、後見人その他の障害者を保護する者は、前項の規定による申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが明らかに当該障害者の意に反すると認められるときは、この限りでない。	—
3 前2項の規定にかかわらず、相談事案が次の各号のいずれかに該当するときは、あっせんに申し立てることができない。	
(1) 行政庁の処分または職員の職務の執行に関するものであつて、行政不服審査法(平成26年法律第68号)その他の法令に基づく不服申立てまたは苦情申立てをすることができるものであるとき。	
(2) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に規定する障害者に対する差別の禁止に該当するものであるとき。	
(3) 過去に前2項の規定によるあっせんの申立てがされたことがあるものであるとき。	
(あっせん)	—
第12条 知事は、前条第1項または第2項の規定によるあっせんの申立てがあつたときは、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会にあっせんを求めるものとする。	
2 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会は、前項の規定によるあっせんの求めがあつたときは、当該あっせんの求めに係る相談事案(以下「対象事案」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、あっせんを行うものとする。	
(1) あっせんの必要がないと認めるとき。	
(2) その性質上あっせんを行うことが適当でないとき。	
—	【福岡県】 (助言又はあっせん) 第二十一条 委員会は、前条第一項の規定による事実の調査及び審議を終えたときは、当事者に対し、助言又はあっせんを行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 一 助言又はあっせんを行う必要がないと認めるとき。 二 第十九条の申立てに係る事案の性質上、助言又はあっせんを行うことが適当でないとき。 三 第十九条の申立てが、当該申立てに係る事案の発生の日又は当事者を知った日のいずれか遅い日から三年を経過した日以後にされたものであることが判明したとき。 2 委員会は、前項ただし書の規定により助言又はあっせんを行わないときは、第十九条の申立てをした者にその旨を通知するとともに、知事に当該申立てへの対応結果を報告するものとする。
3 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会は、あっせんのために必要があると認めるときは、対象事案の当事者(前条第2項の規定によりあっせんに申し立てた者を含む。以下同じ。)その他の関係者に説明を求め、もしくはその意見を聴き、または必要な資料の提出を求めることその他の必要な調査を行うことがで	—

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例	比較する条項
きる。 4 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会は、対象事案の解決のため必要なあっせん案を作成し、これを対象事案の当事者に提示することができる。 5 あっせんは、次の各号のいずれかに該当したときは、終了する。 (1) あっせんにより対象事案が解決したとき。 (2) あっせんによっては対象事案の解決が見込めないと認めるとき。 6 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会は、第2項の規定によりあっせんを行わないこととしたとき、または前項の規定によりあっせんを終了したときは、その旨を知事に報告するものとする。	
(勧告) 第13条 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会は、知事に対し、次の各号のいずれかに該当する者に対して障害を理由とする差別の解消に必要な措置を講ずるよう勧告することを求めることができる。 (1) 正当な理由なく、前条第3項の調査を拒み、妨げ、または忌避した対象事案の当事者 (2) 前条第3項の調査に対し、虚偽の説明をし、または資料の提出をした対象事案の当事者その他の関係者 (3) 前条第4項の規定によりあっせん案が提示された場合において、正当な理由なく、あっせん案を受諾せず、または受諾したあっせん案に従わない対象事案の当事者 2 前項の規定による勧告の求めがあった場合において、知事は、必要があると認めるときは、当該勧告の求めに係る者に対して、障害を理由とする差別の解消に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。	－
(公表) 第14条 知事は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。	－
第4節 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会 (滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会) 第15条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会（以下「委員会」という。）を設置する。	－
2 委員会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する事項を調査審議するものとする。	【大阪府】 第9条 5 協議会は、委員及び専門委員のうちから協議会が指名する者をもって構成する合議体（以下「合議体」という。）で、次に掲げる事項を取り扱う。 一 法第八条第一項及びこの条例第七条に規定する事項に係る紛争の事案（以下「紛争事案」という。）を解決するためのあっせん 二 広域支援相談員が行う職務に関する助言
3 委員会は、前項の調査審議を行うほか、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する事項に関し、知事に意見を述べるすることができる。 4 委員会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会の機能を併せて有する。	－
(委員会の組織等) 第16条 委員会は、委員20人以内で組織する。	【京都府・奈良県】 調整委員会は、委員15人以内で組織する。 【和歌山県・三重県】

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例	比較する条項
	調整委員会は、委員 10 人以内で組織する。 【愛知県】 委員会は、委員 30 名以内で組織する 【福岡県】 委員会は、知事が任命する委員七人以内で組織する。
2 委員は、障害者、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。	－
3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	
4 委員は、再任されることを妨げない。	
5 委員会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。	
6 専門委員は、障害者、当該専門の事項に関し学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。	
7 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。	
8 委員および専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。	
9 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。	
10 前各項に定めるもののほか、委員会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。	
第 3 章 障害者の自立および社会参加に向けた取組に関する施策	
（普及啓発等） 第 17 条 県は、障害等に関する県民および事業者の理解を深めるとともに、障害等に関する理解の不足から生じる社会的障壁を除去することができるよう、次に掲げる施策を講ずるものとする。	【三重県】 （啓発活動） 第三十一条 県は、不当な差別的取扱いをすることによる障がい者の権利利益の侵害の防止等及び社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮を的確に行うことに資するための措置に関する広報その他の啓発活動を行うものとする。 2 県は、障がい者が基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することについての理解を深め、その権利を行使するために必要な知識を習得することができるようにするための啓発活動を行うものとする。 3 県は、障がい者に対する理解及び社会的障壁の除去の重要性に対する理解が深められるよう、障がい者への対応の仕方の分かりやすい説明、社会的障壁の除去の重要性に関する意識の啓発その他の啓発活動を行うものとする。 4 県は、県民による障がい者の自立及び社会参加への主体的な支援が円滑になされるよう、当該支援の重要性に関する意識の啓発、障がい者の自立及び社会参加を促進するための取組及び制度の周知その他の啓発活動を行うものとする。
－	【岐阜県】 （啓発等） 第十一条 県は、県民の基本理念に対する関心と理解を深めるとともに、白杖じょう（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第十四条第一項に規定する目が見えない者が携えるつえをいう。）、障害のある人に関する記号（障害のある人が利用できる建物、施設であることを表すための記号その他の障害のある人に関する事項を表示するための記号をいう。）その他の障害のある人に対する理解を深めることに資する知識の普及を図るため、必要な啓発を行うものとする。
	【福井県】 （権利擁護の推進）

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例	比較する条項
	第八条 県は、障がい者のどこで誰とどのように生活するかについての選択の機会の確保および健康で安心して生活できる場の確保を図るために必要な施策を講ずるものとする。 2 県は、障がい者およびその家族等に対する成年後見制度その他の障がい者の権利利益の保護等のための施策または制度が、広く利用されるよう必要な施策を講じなければならない。
(1) 障害等に関する知識の普及および啓発のために必要な施策	－
(2) 障害者と障害者でない者が共に学び合う機会の充実を図り、およびその相互理解を促進するために必要な施策	
－	【三重県】 (障害福祉サービス事業に従事する人材の育成の支援) 第二十五条 県は、障害福祉サービス事業を行う者が障害福祉サービス事業の円滑な実施を図ることに資するため、障害福祉サービス事業に従事する人材の育成のために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
(学校教育における理解の促進等) 第 18 条 県は、学校教育において障害等に関する理解を深めることができるよう、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。	－
2 県は、共生社会を実現する上で学校教育が果たす役割の重要性に鑑み、障害者と障害者でない者が共に学び、障害の有無にかかわらず十分な教育を受けることができるよう必要な支援体制の整備および充実に努めるものとする。	【京都府】 (交流の推進) 第 21 条 府は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習その他の障害者と障害者でない者との交流を積極的に推進することによって、その相互理解を促進するものとする。
	【三重県】 (教育) 第二十六条 県は、障がいの有無にかかわらず児童及び生徒が共に教育を受けられるようにするために必要な施策を積極的に推進するとともに、障がい者に対する理解及び社会的障壁の除去の重要性に対する理解を深めるための教育を推進するものとする。 2 県は、前項の施策を推進するため、障がい者である児童及び生徒が在籍する学校の設置者及び当該学校、当該児童及び生徒の保護者、地域住民その他の関係者間における連携が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。
	【岐阜県】 (交流の促進) 第十三条 県は、障害のある人と障害のない人との相互理解を促進するため、幼児期から互いの交流を促進するものとし、保育所、学校、地域その他のあらゆる場所において交流の機会の拡大及び充実に努めるものとする。
(就業の機会の確保等) 第 19 条 県は、障害者の多様な就業の機会を確保するため、個々の障害者の意向および特性に応じた就業の場の開拓その他の必要な施策を講ずるものとする。	【京都府】 (雇用及び就労の促進) 第 22 条 府は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障害者の多様な就労の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講じるものとする。

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例	比較する条項
	【和歌山県】 （就労の促進） 第 20 条 県は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようするため、関係機関と連携し、障害者の多様な就業の機会の確保及び職場への定着の促進を図るとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講ずるものとする。
	【福井県】 （障がい者の雇用の促進） 第 14 条 県および障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第四十三条第一項に規定する事業主は、同条第二項で定める障害者雇用率の達成はもとより、一層の障がい者の雇用の促進に努めなければならない。 2 県は、障がい者の活躍の場が増えるよう、障がい者が就労その他の生産活動により供給する物品または役務に対する需要を増進し、その受注の機会の増大を支援するために必要な措置を講ずるものとする。
2 県は、障害者の職場への定着を促進するため、関係機関と連携し、就業に伴う日常生活上の支援その他の必要な支援を行うものとする。	【京都府】 第 22 条 2 府は、障害者の雇用及び就労について事業主及び一般府民の理解を深めるとともに、障害者の雇用及び就労を促進するため、障害者の優先雇用その他の必要な施策を講じるものとする。
	【三重県】 （就労の支援に係る情報の共有等） 第二十七条 県は、障がい者の就労の機会の確保及び拡大並びに就労の継続を図るため、関係機関、事業主その他の関係者と緊密に連携して障がい者の就労に関する情報の共有及びその適切な活用を図るものとする。
（住環境の整備） 第 20 条 県は、障害者が地域において安定した生活を営むことができるよう、県営住宅（滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例（昭和 34 年滋賀県条例第 31 号）第 2 条第 1 号に規定する県営住宅をいう。）への入居において特別の配慮を行うほか、住環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。	—
（文化芸術活動等の推進） 第 21 条 県は、障害者が文化芸術活動、スポーツ等に参加する機会を確保することその他の障害者の文化芸術活動、スポーツ等の推進に必要な施策を講ずるものとする。	【京都府】 第 23 条 2 府は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、障害者と障害者でない者が共に文化芸術活動等に参加することができる機会を積極的に提供することによって、その相互理解が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。
（災害時における支援） 第 22 条 県は、災害時における障害者に対する情報の迅速かつ的確な伝達の方法および避難所（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 7 第 1 項に規定する避難所をいう。）における障害者の円滑な利用の確保その他の障害者の災害時における支援について、市町に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。	【福井県】 （防災および防犯） 第 17 条 県は、障がい者の性別、年齢、障がいの状態および生活の実態に応じて、防災および防犯に関し必要な施策を講じなければならない。 2 県は、市町その他の関係機関と連携して、災害その他非常の事態（以下「災害時等」という。）の場合において、障がい者に対し、必要となる情報を迅速かつ的確に伝えられるよう、多様な情報提供の手段を確保するよう必要な施策を講ずるものとする。 3 県は、災害時等における障がい者の避難所での生活等において、必要な情報が障がいの特性に応じ、迅速かつ的確に伝えられるよう、支援する者の人材の育成に必要な施策を講ずるものとする。
（選挙等における配慮）	—

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例	比較する条項
第 23 条 県は、法律または条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査または投票において、障害者が円滑に投票できるようにするための取組を促進するため、市町に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。	
（意思疎通等の促進） 第 24 条 県は、障害の特性に応じた言語（手話を含む。）その他の意思疎通ならびに情報の取得および利用のための手段による意思疎通等の促進のために必要な施策を講ずるものとする。	－
－	【三重県】 （情報の利用におけるバリアフリー化等） 第二十八条 県は、障がい者が県政に関する情報を円滑に取得し、及び県に対してその意思を表示することができるよう、点字、要約筆記その他の意思疎通のための手段による情報の発信等に努めるものとする。 2 県は、県政に関する情報をインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて提供する場合において、障がい者が当該情報を支障なく利用することができるよう、平易な表現を用いることその他の措置を講ずるものとする。
	【福井県】 （移動手段の確保） 第 11 条 県は、障がい者が障がいの別や程度にかかわらず、いかなる差別も受けることなく自立した日常生活等のために必要な移動の手段が確保されるよう、公共交通事業者および県民の理解の促進に努めなければならない。 （建築物等のバリアフリー化の推進） 第 12 条 県は、自ら設置する公共施設、交通施設（車両、船舶、航空機等の移動施設を含む。次項において同じ。）その他の公共的施設について、障がい者が円滑に利用できるような施設の構造および設備の整備等の計画的推進を図らなければならない。 2 交通施設その他の公共的施設を設置する事業者は、当該公共的施設について、障がい者が円滑に利用できるような施設の構造および設備の整備等の計画的推進に努めなければならない。
	【岐阜県】 （顕彰） 第 14 条 県は、共生社会の実現のため、県民の模範となる行為をしたと認められる障害者関係団体その他の団体、県民及び事業者を顕彰するものとする。
	【福井県】 （表彰） 第 26 条 知事は、共生社会の実現に向けた取組に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行う。
	【福岡県】 （表彰） 第 29 条 知事は、障がい及び障がいのある人への理解を深め障がいを理由とする差別を解消するための取組に関し顕著な功績があると認められるものに対し、表彰を行うことができる。
	－
第 4 章 雑則	
（財政上の措置） 第 25 条 県は、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。	

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例	比較する条項
(規則への委任) 第 26 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	－
－	【福岡県】 (市町村条例との関係等) 第 30 条 この条例の規定は、市町村が障がい理由とする差別の解消の推進に関し条例で別段の定めをすることを妨げるものではない。 2 知事及び委員会は、第十九条の申立てに係る事案であつて、市町村が当該事案の解決又は改善を図ることを目的として第二十一条第一項の規定による助言若しくはあっせん、第二十四条の規定による勧告又は第二十五条第一項の規定による公表に準ずる行政指導その他の行為をし、又は当該行為をするための手続に着手したものについては、第二十一条第一項の規定による助言若しくはあっせん、第二十四条の規定による勧告又は第二十五条第一項の規定による公表を行わないものとする。
第 5 章 罰則	－
第 27 条 第 8 条第 2 項または第 16 条第 8 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の拘禁刑または 50 万円以下の罰金に処する。	

■障害者差別解消に関する条例の施行状況調査（R7. 4/15～R7. 4/30）

回答：4 2 都道府県（滋賀県除く）

うち、5 県は条例なし（青森県、兵庫県、島根県、岡山県、広島県）

主な条例改正事由：障害者差別解消法の改正に伴う改正（事業者による合理的配慮の提供を義務化）
刑法等関係法令の改正に伴う改正

今後見直しを検討：福島県、佐賀県、沖縄県

具体的な内容は決まっていない（関係団体や他都道府県、県内市町等から情報を収集し、見直しの方向性を検討）